

# インド史の時代区分について(上)

岩 本 裕

【要約】 インド史の研究に際し、インド古代文献の史料的价值の評價の如何によつて、大きな過誤を犯す危険が多分にある。その原因として、インド古代文献の多くが一般社会とほとんど没交渉な世界の産物であること、また文献の成立地および成立年代の不明ということが指摘される。さらに、インドの歴史意識に関して、歴史記述が文芸の一部門であり、従つてリアリズムから遊離してロマンティズムの傾向に奔り、批判的精神と歴史の眞実に対する意識の欠除が指摘される。時代区分とくに古代の末をどこに置くかを論ずるにあつて、まず奴隸の問題を取り上げてみると、イギリス人の十九世紀初めの調査報告と、古代の法典の記述とは本質的に異つていない。その社会的位置を見ると、奴隸(ダーサ)はクラ(家族)の一員であるが、この場合ダーシー・プトラ(女奴隸の子)とダーサ・プトラ(奴隸の子)とは區別して考えられねばならぬ。

史林 四八卷一号 一九六五年一月

—

インドの歴史を論ずる場合、古代・中世および近代という時代区分上の概念は、未だ確立されていない。従来は、一般にインド史の時代区分として、古代はヒンドゥ時代、中世はイスラーム時代、そして近代はイギリスの統治時代とされる。この時代区分が極めて便宜的であることは言うまでもないが、しかし大綱に於いて正鵠を得たものであることも、否みえないところである。<sup>①</sup>

いわゆるインダス文明の栄えた先史時代は暫く措くとして、インド・アリアン人がインドに侵入し、先住民と混血し、アリアニズムからヒンドゥイズムの世界への転移があり、<sup>②</sup>ヒンドゥ文化が醗酵されたのち、一一九二年にタラーインの戦でヒンドゥ教徒の軍がイスラーム教徒の軍に敗れるまでは、インドの各地にはヒンドゥ教徒の王朝が交替を繰返したのであつて、ヒンドゥ文化の栄えた時代である。<sup>③</sup>このタラーインの戦ののち約十年で、北インドは完全にイスラーム教徒の支配下に置かれるのであるが、南インドで

は一五六五年にヴィジャヤナガル王国が滅ぶまで、ヒンドゥ教徒の王国が各地に興亡を繰返し、ヒンドゥ文化の遺産と伝統をのこした。<sup>④</sup> しかも、イスラーム教徒が政治的に主導権を握っていた時代に於いても、ヒンドゥ文化は常にイスラーム文化と並存して、相互に影響を及ぼしつつ、機会あるごとに頭をもたげ、単に政治上のみではなく社会・文化の各方面に、さまざまな動揺と混乱とを捲きおこす原因となった。<sup>⑤</sup>

イスラーム教徒の政権は、ゴール朝が北インドを征服したのち、一八五七年のセポイの反乱のあとにムガル朝の名目上の政権が倒れるまで続いたのであるが、イギリスは一七五七年のブラッシーの戦いのち、インドの事実上の支配者となっていた。しかし、イスラーム教徒は、イスラーム文化とは本質的に異なるヒンドゥ文化の中に特異な社会を形成して、その勢力を保持し、今世紀に於いてパキスタン共和国を成立させる母胎となった。<sup>⑥</sup>

ヒンドゥ文化とイスラーム文化、あるいはヒンドゥ教徒とイスラーム教徒の關係に於いて、最も注目すべき事象はヒンドゥ教徒の包容性とイスラーム教徒の排他性であり、

前者もついに後者を覆い包みえなかつたという事実である。イスラーム教徒より以前にインドに侵入した諸民族は、すべてインドに吸収されてしまった。ギリシア人も、サカ族も、バルティア族も、そしてグルジャラ族も、すべて人種的にも、また宗教的にも、ヒンドゥ世界に完全に同化したことが知られる。かれらはインド人となり、ヒンドゥ教徒になった。これに対し、イスラーム教徒は、はじめ、決定的に攻撃的な宗教の信奉者として、インドに侵入してきた。かれらは少数ではあつたが、侵略者・征服者として、薄い層をなして、ヒンドゥ教徒の厚い層の上に覆いかぶさつたのであり、軍事的に、行政的に、あるいは経済的に、ヒンドゥ教徒を支配した。しかも、宗教的には唯一神への絶対帰依を説いて、偶像に対しては敵しすぎるほどの憎悪と敵意を抱いていた。従つて、無際限なまでに多神教的であり、偶像の礼拝に無上の法悦をもとめるヒンドゥ教徒に対しては、アクバル(1542-1605)の宥和政策をのぞいては、

ほとんど妥協しえないほどの対立を示していた。その結果、ヒンドゥ教徒の包容性も、両者の間に横たわるその亀裂を塗りつぶし、間隙を埋めつくすことができなかつたと言わ

ねばならぬ。結局、両者は相互に影響を及ぼしながらも、  
反目し、反撥し、そして抗争を続けねばならなかった。<sup>⑦</sup>

イスラーム教徒より後にインドに來たイギリス人は終始  
外国人として、インドとインド人を搾取の対象とし、その  
犠牲の上にあぐらをかいていたと言つて過言ではないであ  
らう。しかし、イギリス人のインド支配は、好むと好まざる  
とにかかわらず、インドに於ける資本主義の成立の端緒と  
なった。<sup>⑧</sup>従つて、イギリスの統治時代以後を近代とするこ  
とには異論はないであろうが、その時期の端緒となつた歴  
史事件を、イギリスのインド統治の直接のモメントとなつ  
たブラッシーの戦（一七五七年）とすべきか、あるいは全く  
別の見地から設定すべきか、問題がのこされているであろ  
う。しかし、この問題については近代史の専門家に委せる  
こととし、茲では古代の問題とくに古代の終末をどこに置  
くかという点を問題にして、その解明へ一二の手がかりを  
指摘してみたいと思う。

前述のように、インド史の時代区分は未だ確立されてい  
ないのであるが、なお今日までに現われたインド史研究書  
に於いて、それぞれの著者の時代区分に関する考えが相当

に明瞭にされているものがあり、今の場合、極めて重要な  
意義を持つている。いま、その代表的なものを若干採り上  
げてみよう。

まず最初に、RUBEN, W.: Indisches Mittelalter, Is-  
tanbul 1944.がある。この書の序文に拠ると、著者は同じ年  
にトルコ語で書かれた『インド古代史』Eski Hind tarihi  
(Ankara 1944)を著わし、その中でインドの古代史を次  
の八時期十二章に分けて記述したという。すなわち、

第一期 A リグ・ヴェーダ

第二期 B ブラーフマナ

第三期 C 諸ウペニシャッド

第四期 D 懷疑論と唯物論

E ブッド

第五期 F マハーヴェーラ

G 諸グリヒヤーストラ

第六期 H 文法学、サーンキヤ哲学

I マウルヤ王朝

第七期 J 大叙事詩

K ギリシヤ人、シャカ族、クシャン族

第八期 L グプタ王朝

の八時期であるが、インド古代の文献ならびに歴史に少しく通じている人であれば、この分類が少くとも時期ないしは時代に依るものではなく、便宜的であることは、一見して明瞭であろう。

さて、著者ルーベンは本書に於いてインド中世史を前記の書に続けて、次の四時期に分ける。すなわち、

第九期 新らしい民族運動の時期(西紀五五〇—八〇〇)

第十期 大皇帝の時期(西紀八〇〇—一〇五〇)

第十一期 輝かしい騎士道の時期

(西紀一〇五〇—一二五〇)

第十二期 絶対主義の時期(西紀一二五〇—一五〇〇)

の区分を示し、各期を(a)世界的情勢、(b)インドの政治情勢、(c)建築、(d)文学、(e)宗教と哲学などの各項に亘って記述する。その視点は世界史的情勢からインド史を区分しようとするものである。従って、従来のインド史の記述との間に若干のずれのあることも否みがたいところである。しかし、そのような点は、今の場合、それほど大きな波紋を投ずることはない。問題はむしろインド史の古代の終末を西紀五

五〇年としたこと、換言すれば、グプタ王朝の時代をインド古代の末期としたことであろう。

さて、著者は本書の冒頭に「インド中世の文化史を書くことは容易な問題ではない」と記しているのであるが、グプタ王朝の時代が古代の終末であり且つ古典古代の頂点であるという特質を扶り出すにあたって、終始文化的的である。例えば、『ラーマーヤナ』に於けるシーター妃とカリーダーサの戯曲『ジャクンタラー姫の指環』に於けるジャクンタラー妃とを比較して女性観の相違を指摘し、またヒンドゥ教の流行・バクティ(誠信)思想の擡頭、あるいは建築様式の変化などを問題とする。しかし、茲に指摘されていることが事実としても、それらの事実が果して時代を劃する上に決定的なモメントとなりうるか否か、疑問なきをえない。例えば、前述のシーター妃とジャクンタラー姫の姿像は、それぞれの作品に於いて、その描写に差違のあることが明かに認められるけれども、なお文芸作品に於ける作者の創造力に基づくことも考えられる。それと同時に、七世紀に於けるハルシヤ王の劇作品に於ける女性像と、四・五世紀に於けるカリーダーサの作品に於ける女性像と、

は、あまり相違が認められず、むしろ類型化の傾向さえ認められる。このことは明かに時代的にも文化的にもカーリーダーサとハルシャとが同一の基点に立っている事実を示すものと言わねばならぬ。<sup>⑩</sup>

著者はまたグプタ王朝末期に於けるエフタル族・グルジャラ族のインド進出を重視し、アッチラの率いるフン族の移動によって惹き起こされたゲルマン民族の民族移動と同一視し、「北西インドに於ける今日のヒンドゥ土侯で、グルジャラ族あるいはラージプート族よりも古代に溯るものではなく、ゲルマン民族が中世に於いて古代文化を感動的なほど熱烈に培いつづけたのと同様に、古代インドの文化はこれらのトルコ人によって後世に伝えられた」と述べる。

事実、これらの侵入民族はラージプターナ地方から西海岸のグジャラート地方に定住して次第にインド化するとともに、祖先を古代インドの神話・伝説に於ける英雄にもとめて、みずからラージプート Rajput (サンスクリット語ラージヤ「プトラ Rajaputra」「王子」の転訛形)と称するとともに、古代インド文化の伝統の保持者となった。<sup>⑪</sup>しかし、これらの諸部族の同化現象は、それより数世紀以前に行われたヤ

ヴァナ(ギリシア)人・パルティア人・サカ族などの同化現象と區別して、特に抽出すべき特色あるものと考えねばならないことであろうか。

また、これらの所謂グルジャラ族のインド定住は、ヨーロッパ中世に於けるゲルマン族の移動のように、インド史上に於いてインドの運命に決定的な転換なり影響を及ぼした事件であろうか。問題は北西インドから西インドの地域に限られるのであって、いわばインド史に於ける局地事情の変動に外ならないというべきであろう。問題の視点は当然に外国民族のインドへの同化に置かれねばならないであろう。

こうして、ルーベンの所説は、視点が世界的であり過ぎたと言うべきで、インド史の特殊性の無視された憾みがないではない。しかも、さらに重要なことは、社会的・経済的な視点からの考察が全く加えられていないということである。

次に、わが国のインド学者の著作にも、古代・中世の名称を用い、時代区分に関して関心を示したものがある。すなわち、金倉圓照博士の『印度古代精神史』および『印度

中世精神史』上・中である。ただ茲で注意すべきは、金倉博士はインドの精神史を問題としており、所謂インド史を問題としていないことである。博士みずからも「精神史は、政治史と自から立場を異にしている。

印度精神の発現や変化は、モガル王朝の運命や、印度領有に關する英仏抗争の如き事件とは、殆ど無関係である。それゆえ、精神史は、独自の立場に於て、時代の区分を決定せねばならない。」と述べ、中世精神史の範圍をストトラ文献から古典法典文学の時代までとし、絶對年代的には西紀前五〇〇年頃から後五〇〇年頃までとする。これは、博士の見解によれば、この時期の精神の一特相として「古代の無制約な創造の意欲」に対して「過去の知識の整理そのもの」ということが指摘されるといふ。<sup>⑭</sup>

金倉博士がストトラ文献を以て中世初期の理念を代表するものとする根拠は、この文献が他の中世紀の文献たとえば叙事詩や法典のごとき文献と一群をなしており、古代のヴェーダ本集(サンヒター)・ブラーフmana文献などに對し、異なつた時代相を反映しているという見解で、この点は「あえて学者の指摘を俟つまでもない」と述べ、Cam-

bridge History of India, Vol. I, Chap. 9. に於ける W.

Hopkins の所説にリファレンスを求めている。事実、ホ

プキンスは問題の時期に關しては前世代に於いて唯一の碩学ともいへべき学者であり、その著書・論文は今もなお価値を失っていない。しかし、爾來ヴェーダ文献学は大きく

展開したのであり、われわれはホプキンスの著書・論文の資料的価値を認めつつも、今日ではその再検討の必要を痛感せずにはおれないのである。例えば、ブラーフmana文献

とストトラ文献とは密接な関係のあることが指摘されているのであり、<sup>⑮</sup>そこに見られる文化的な差違は、從來考えら

れていたように時代的なものではなく、むしろ社会的なものと考えられねばならないと思われる。例えば、ストトラ文献の言語は古典サンスクリット語に近いことが指摘され

ているが、ヴェーダ文献の言語すなわちヴェーダ語から古典サンスクリット語への推移は、詞論に關しては單純化であり貧弱化であり、また規制化であつた。従つて、スト

ラ文献の言語がこのような傾向を示していることは事實であるが、茲にこのような傾向を示したことを推移という言葉で表現したものの、古典サンスクリット語成立の端緒に

於いては社会的なものであったことが忘れられてはならないであろう。叙事詩の言語も同様であって、これは明かにサンスクリット語であり、当時の中期インド・アリアン語とは全く異なっているのであるが、しかもパーニニ（西紀前四―五世紀ごろ）の規定した古典サンスクリット語の文法規則、すなわち当時の正統的な文学社会に於いて遵奉された文法規則に常に違反しているのである。これは明かに社会的なものであって、年代的なものではない。<sup>⑤</sup>

こうして、金倉博士の西紀前五〇〇年ごろを以て中世のはじまりとする説には遽かに賛意を表しがたいのであるが、しかし纏に述べたように、金倉博士はインドの精神史を問題としていたのであって、いわゆるインド史すなわち政治史・社会史などを広く包括した意味での一般史を問題としているのではない。従って、金倉博士の説はインド精神史の研究に於ける見識として尊重すべきであるが、今の場合には直接の関係はないといわねばならぬ。それと同時に、西紀前五〇〇年ごろを以て時代の変遷と見る場合には、インド精神史の課題として、アリアニズムからヒンドゥイズムへの推移と転換とが当然考えられねばならず、ヒンドゥ

イズムの文化形成を論じないかぎり、インドの思想史・精神史はもちろんのこと、インドの文化史も、また社会史も全く無価値のものとならう。<sup>⑥</sup>

① 現在われわれが一般に披きうるインド史概説書は、ほとんどすべて、このような時代区分に従っており、いま殊更に書名を挙げるまでもなからう。また、誰某の記す *Ancient India* が、いずれの王朝まで含み、誰某のインド史に見られる *Hindu Age* が西暦何年まで記述しているとか、くたたくだしく書きならべる必要もないであろう。いずれも時代区分を問題とするものではなからうである。

② 岩本裕『インド史』（東京、昭31）四四―四七頁参照。なお、『古代史講座』6（一九六二年十二月）に掲載の「古代インドの家族」および同じく8（一九六三年七月）に掲載の「古代インドの農業」の中でも、この問題に関して、若干の記述を試みた。

③ 前掲『インド史』七七一―七七頁参照。

④ 前掲書、一一五―一二五頁参照。

⑤ 前掲書、一三八―一四〇頁参照。

⑥ 前掲書、一八一―一九八頁参照。

⑦ 前掲書、一〇四―一四四頁参照。

⑧ 前掲書、一五六―一六二頁参照。なお、この問題については PHILIP, A.: *L'Inde moderne*, Paris 1930, p. 99 ff. PHILIPS, C. H.: *India*, London 1948, p. 57 ff. などを見よ。

⑨ RUBEN, W.: *Indien im Rahmen der Weltgeschichte*, Istanbul, 1945. という著書のあることが知られているが、筆者は遺憾ながら未見である。

- ⑩ cf. WINTERITZ, M.: *Geschichte der indischen Literatur*, Bd. 3, S. 213 ff.
- ⑪ LA VALLEE POUSSIN, L. de: *Dynasties et histoire de l'Inde depuis Kanishka jusqu'aux invasions musulmanes*, Paris 1935, pp. 113-150.
- ⑫ 金倉円照『印度中世精神史』東京、昭24、三一四頁。
- ⑬ 例えば、古代インドに於ける王族(クシャトリア)に關して HOPKINS, W.: *The Social and Military Position of the Ruling Caste in Ancient India*, JAOS (1888), pp. 55-372. は、主として『マンヌースマ』の記事を資料として、各種法典を資料とする FOR, W.: *Die königliche Gewalt nach den altindischen Rechtbüchern*, Leipzig 1895. 以下、古代インドに於ける王侯と政治についての基本的文献であるが、SCHLERATH, B.: *Das Königtum in Rig- und Atharvaveda*, Wiesbaden 1960; RAU, W.: *Staat und Gesellschaft im alten Indien*, Wiesbaden 1957. などを見るに、ホプキンスの採用した資料は資料として十分の価値があるが、なお考え直すべき問題の余りにも多いに驚かされるであろう。
- ⑭ 例えば、辻直四郎『ラーマナヒシュラウタ・ヌートラとの關係』東京、昭27。
- ⑮ ここに記された古代インドの言語に關する諸問題については、RENOU, L.: *Histoire de la langue sanscrite*, Paris 1956, p. 53 ff., p. 62 ff., p. 101 ff. 参照。
- ⑯ この点、中村元博士の諸著述には問題が余りにもこざれていよう。なお、時代区分をテーマとしたものに善波周「インドに於ける古代の概念とその限界——文化的に見たるインドの時代区分」(『京都大学文学部五十周年記念論集』昭31)があるが、「結論的にインド科学史

の立場から論ずる」といいながら、現実に古代インドの科学文献からその論拠を抽出せず、参考文献としても重要なものを参照せず、ありふれた文献から片言隻句を引用して採み合わせた所論であるので、正面から採り上げる価値はなせうである。

## 二

嚮に引用した金倉博士の指摘からも知られるように、インドには政治・経済・社会とは全く没交渉な世界が古来連綿として続いているのであるが、このことはインドの文化にのみ大きくクローズアップされる事実である。ヨーロッパに於ける修道院、わが国に於ける寺院の生活は、一般社会とは没交渉でありえなかったし、また時としては歴史を動かす原動力とさえなつた事実が指摘されている。これに対し、インドに於けるアーシユラマ(元來は「隠棲処」の意)の生活は、一般社会とは全くの没交渉であつたことが知られている。しかも、皮肉なことに、われわれが古代インドの研究に用うべき文献の多くは、ほとんどアーシユラマの作品である。例えば、法典<sup>①</sup>の場合を見よう。古代インドに於ける「法」*dharma* は、今日のわれわれの考える法律の概念より範囲が遙かに広く、宗教・道徳・習慣などを包括



しており、従って相統法・婚姻法その他の今日の意味に於ける法律的规定は、例えば『マヌ法典』の場合を見ると、全篇十二章二千六百八十四条の約四分の一である。従って、極めて宗教的色彩が強いのであるが、それにしても古代インドの社会事情の一端を窺う好資料であることは、いまさら言うまでもない。しかし、法典はいずれもヴェーダ学派の伝統を継承するアーシシュラマの所産であり、『マヌ法典』に関して言えば『ヤジュルヴェーダ』のマイトラヤニー派に属するマナーヴァ学派に於いて伝承された所伝の集大成であった<sup>②</sup>。しかもこれらの所伝は、それぞれの学派に属する学匠 *acharya* のアーシシュラマに伝承されたのであり、今日もなお各地に遺るアシシュラムは、このようなアーシシュラマの後身なのである。しかも、これらのアーシシュラマは、法典のみに限られず、哲学・宗教・実利論その他ほとんどインド的學術の全般にわたっていることが知られている。従って、われわれが今日利用する古代インド研究の文献は、ほとんどすべてアーシシュラマの作品というも過言ではなく、またアーシシュラマの作品でない文学作品はゴーンシュティー(文芸の社交界)に呈示された技巧の作品であ

<sup>④</sup>り、これまた、一般社会とはほとんど没交渉な世界の産物であると言わねばならない。従って、われわれのインド史研究は極めて重大な困難に逢着するのである。

しかも、この困難をさらに増大する要因として、文献の成立地および成立年代の不明ということがある。著者名はほとんどの文献に記されているのであるが、しかしこの著者が、いつ・どこで、この書を著作し編述したかについて記すものはほとんど全くない。例えば、『カウティリヤ・アルタシャーストラ』 *Kautilya-Arthashastra* (カウティリヤの実利論) について言えば、著者名はカウティリヤという修飾詞によって知られ、この書は西紀前三〇〇年頃のマウルヤ朝チャンドラグプタの宰相カウティリヤの作とされる。しかし、内容を仔細に検討すると、この書は西紀前三〇〇年頃パータリプトラに駐在したメガステネスの『インド誌』の記述に共通する所伝を含むと同時に、それと矛盾する記事を含んでいるのである。また、極めて後代の所伝と共通な要素を含んでいることが知られる。例えば、西暦五・六世紀頃に於けるヴァーカータカ王朝の碑文のみから知られる租税用語を含んでいるなど、それである。こ

うして、この書の成立年代に関する論議は前後八百年以上のへだたりがあると考えられ、この書の成立の事情が問題となると同時に、その史料の価値の評価に重大な相違が見られるのも当然である。従って、古代インドの政治機構に関する最も貴重な資料であるカウティルヤの『アルタシューシャーストラ』も、その用い方によっては学術的に怖ろしい過誤を犯すことになりかねないといわねばならぬ。こうして、史料としての一つの文献に関して問題は際限なく展開すると言っても過言ではないであろう。

次に、インド史研究にあたっての困難として挙げられることは、インド人の歴史意識の問題である。古代インドには、文芸作品の一種として伝説的要素と史実とを混融した歴史物語がある。七世紀に於けるバーナ Bana の『ハルシャ・チャリタ』 Harsacarita (ハルシャ王事蹟)、十二世紀に於けるカシュミールのカルハナ Kalhana の『ラーシヤ・タランギニー』 Rājatarangini (王統史) などそれである。前者はハルシャ王の時代に関して当時の宮廷生活・風俗習慣・宗教の状況などについては貴重な資料を提供するのであるが、創作と真実とが巧みに交ぜ織りにされた文芸

作品として、史料としては限定された意味しか認められない。⑥ 後者も同様で、最後の二章に見られる記事は十一・十二世紀に於けるインド文化の様態に関して比類なく内容豊富な資料であるとされるが、それ以前の時代に関しては史料の取捨選択が慎重を欠き、年代については批判力に乏しい点が指摘される。その記述の態度を見ると、カルハナは歴史家というよりも、むしろ史実に基づいて盛者必衰の道理を説く道徳家あるいは哲学者の印象を、われわれに与えるのである。⑦

さて、古代インドに於いては、一方では離欲・遁世が奨励されたが、他方では人々は現実を肯定し、現実の社会の諸事象に強い関心を示した。従って、古代インドの文化が培った諸科学には、哲学・法学・天文学・数学あるいは医学などのほかに、実利論 arthasastra・性学 kamasasra・象学 gajasastra・宝石学 ratnasasra ある、は竊盗学 steyasasra など、すべて現実の生活に必要な技術あるいは実際の知識の論述を目的とした学術が発達し、日常生活に便宜を与えるような簡明な綱要書が数多く編述された。⑧ しかし、それにもかかわらず、現実の社会の事象を記

録し、整理し、事件の因果を時間的に把握しようとする歴史学は遂に発達しなかった。<sup>⑩</sup>それと同時に、前記の諸科学についても、それぞれの学術の発達した跡を記述し体系づけるという研究、すなわち例えば哲学史・数学史・医学史のような著述は全く生れなかった。<sup>⑪</sup>また、すべての学術書には偉大な学匠の名を数多く挙げているが、その年代あるいは時代については、全く触れていない。<sup>⑫</sup>これらのことは、インド人がすべてを同時的に見て、これを発達史のあるいは年代的に考察しなかったことを示していると言わねばならない。また、哲学に於いても時間という問題は遂に中心的な課題とはならず、歴史哲学と称すべき学問も発達しなかった。<sup>⑬</sup>それとともに、前述のように、信頼するに足る客観的な史書も著わされなかった。

古代インドに於いては相当に発達した行政組織が存在したのであるから、早くから諸王侯の間に交わされた交換文書や行政上必要な文献のあったことは明かである。例えば、カウティルヤの『アルタ・シャーストラ』を披くと、主税官 *samaharti* の管轄を受けて五カ村の徴税事務を司った *Gōpa* *Sopa* の職責として、管轄下の全村落の地域を境界

線によって確認し、記録 *nibandha* することとか、田畑の境界・森林・道路を規準にして田畑の寄進・売買・贈与・免税を記録することなどと記されており、今日の土地台帳に類する書類の存在したことを想像させる。<sup>⑭</sup>また、諸王家が一種の年代記を編んでいたと思わる証拠もあり、七世紀にインドを旅行した玄奘は、その当時各都市に年代記の存在したことを記している。<sup>⑮</sup>しかし、このような資料は現在断片さえも伝えられていない。しかし、このように史学が発達せず、信頼すべき史書が編述されず、また貴重な資料を亡失させてしまっているとしても、インド人に歴史的意識が全く欠けていたと結論することはできない。かれらの歴史的意識を明示する証拠をいくつか挙げるができるからである。

まず第一に、今日インド史研究の最も重要な史料として尊重される碑文<sup>⑯</sup>である。今日までに発見された碑文の数はまことに多く、各地・各時代に於ける政治力の消長・制度の変遷・文化の状態を反映していると同時に、貨幣・建造物・美術工芸品・文学作品・外国人の報告あるいは旅行記などから知られる事実ないしは推定を確認させる史料とし

て第一のものである。碑文の多くには、その建造者の世系あるいは事蹟が明記されており、インド人が現在を過去あるいは未来に結びつけようとする意識をもっていたことを示している。この点、明かに、インド人が歴史的意識をもっていたことを示すものである。

碑文に系譜が記されているように、インドでは古くから系譜が非常に尊重されてきたことは、注目すべき事実である。ヴェーダの祭祀の儀典書には、学匠の師資相承の次第が述べられており、また祭式の執行に際しては家系を述べる必要があった<sup>⑭</sup>。また、『マハーバータ』の続篇とされる『ハリヴァンシャ』には、『マハーバータ』に於いて主役を演ずるカウラヴァ王家とバーンダヴァ王家の出たチャンドラヴァンシャ Candavansa (月種族) ならびに同じく『ラーマーヤナ』に於けるアヨーディヤ王家の出たスールヤヴァンシャ Suryavansa (日種族) の系譜が述べられる<sup>⑮</sup>。

仏伝文学に於いても、ブッダの生れたカピラヴァストットの王家が日種族である旨を記し、ブッダが伝統ある王家に生れたと強調する。

また、ヒンドゥ教の聖典プラーナ文学には、とくに「王家の歴史」 vansanucrita と称する部門があつて、諸王家の系譜が長短さまざまの形で伝えられているのであるが、そのなかには傍証によつて史的事実を正確に伝えていることの知られるものも少なくない<sup>⑯</sup>。しかし、これらの系譜に関しては、仮托もそのまま記されており、また教家の系譜が混雑して一つの系列をなす傾向が見られる。また、事實は同時に存在した数王朝が、その滅亡の時期の順に継続して更替したかのごとくに記されている場合もある。それと同時に、諸王の治世年数は記されているが、その年代は記されていない。要するに、王家の系譜が雑然と列挙されているのである。しかも、その記述には、神話・伝説と歴史の限界の不明瞭な点が非常に多い<sup>⑰</sup>。

次に、仏教徒やジャイナ教徒の聖者の伝記や教会史的な著述がいくつかあるが、これらも伝説的要素が極めて濃厚である<sup>⑱</sup>。しかし、これらも、一種の歴史的記録であることは明かである。

こうして、このような事実から、インド人に歴史的意識が欠けていたということではできない。問題は、むしろイン

ド人の歴史記述に於いて、神話・伝説の混入が極めて著しいという事実にある。このことは、インドに於いて、歴史記述が文芸の一部門であったことに由来する。すなわちインドの文芸がリアリズムから遊離して、ロマンティシズムの傾向に走ったからにほかならない。インド人には、現実と理想ないしは空想とを判然と区別する判断力が欠けていて、それが深く、しかも長く、インド人の精神活動を支配したからである。紀元前三〇〇年ごろにギリシア人メガステネースが「インド人の信仰は大部分神話に依存している」と述べているように、インド人は歴史記述に於いても、史実を神話的扮飾と文芸的表現の中に包みこんでしまったのである。従って、インド人に歴史的意識は欠けていなかったのであるが、批判的精神と歴史的眞実に対する意識に欠けるところがあつたと言ふことがでぎるであらう。

- ① 以下、法典に関する記述については、WINTERITZ, M.: *Geschichte der indischen Literatur*, Bd. 3, Leipzig 1920, S. 479 ff. 参照。特に dharmā の概念と内容については、RADHAKRISHNAN, S.: *Religion and Society*, London 1959 (Fourth Impression), pp. 101-138 (Lecture III: Hindu Dharmā); GONDA, J.: *Die Religionen Indiens I: Veda und älterer Hinduismus*, Stuttgart 1960, S. 288-295. を記す。

② 『メヌ法典』の成立については、*The Law of Manu*, tr. by G. Bühler, Oxford 1886 (Sacred Books of the East 25), Introduction. (註詳)。

③ DESJARDINS, A.: „*Ashrams*“, *Les yogis et les sages*, Paris 1962. なお、原典「*Svetāśvatara Upaniṣad VI-21*」『宗教研究』一六八号(一九六一年六月)参照。

④ 岩本『インド史』六四一六六頁。

⑤ 岩本『インド史』一三一—四頁参照。カウティルヤの『アルタマニヤーストトラ』の年代に関する論議は多岐。主なものを拾うと、ウイメンテルニンは西暦三世紀の成立とし(WINTERITZ, M.: *Some Problems of Indian Literature*, Calcutta 1925, p. 109; cf. do. *Geschichte der Ind. Lit.* Bd. 3, S. 523)キースは西暦三〇〇

年頃の成立とする(KEITH, A. B.: *A History of Sanskrit Literature*, London 1920, pp. 461, 469)のに対して、ヤルクのときはマウリヤ王朝時代の成立とする(THOMAS, F. W., *Cambridge History of India*, Vol. I, p. 467)。インドの学者は後者の説に従う者が多い。例えば、MOOKERJI, R. K.: *Chandragupta Maurya and his Times*, 2nd. ed. Delhi 1952. など。筆者はマウティルヤに於ける税の術語 *kṛipta* (定額税)がウターカータ王朝の碑文のみに見られることから、カウティルヤの『アルタマニヤーストトラ』は西暦紀元前三〇〇年頃の事実を記載していることは疑いなくとて、現在の形をとつたのは西暦四・五世紀の頃であつたと考へている。(『古代史講座』5(一九六二年十月)所載「古代インドの国家財政」)。

⑥ WINTERITZ, M.: *Geschichte d. ind. Liter.* Bd. 3, S. 363, n. 2). KEITH, op. cit. p. 318-19. *Urindé classique*, pp. 129-130.

- ⑦ WINTERNITZ, op. cit. S. 86-91. *L'Inde classique*, pp. 137-129.
- ⑧ WINTERNITZ, op. cit. S. 532-535.
- ⑨ 古代インドに於いては、歴史の記述は宮廷文書に感して、かれらインド人の言う科学にも感きなかつた。s. WINTERNITZ, op. cit. S. 80-83.
- ⑩ 例えば、数学を例にとると、サンスクリット語で書かれた数学書は、現在三十八篇が知られてゐるが (DATTA, B. and A. N. SINGH: *History of Hindu Mathematics*, Bombay 1962, Part I, pp. 247-250) 〃その中に数学史と称せられるもの大體は一ひきだ。國學など諸科學の場合も同じである (RENOU, L. et. J. FILIOZAT: *L'Inde classique*, tome II, pp. 138-194) 〃また、哲學の場合も同様である (金倉巴照『印度哲學史要』四頁參照)。
- ⑪ 例えば、『ウマーンシャヤーナ Vāyāyana』の『カーマースートラ』Kamasūtra の冒頭を見ると、はじめマンデーウマ Mahādeva の弟子ナンディン Nandin が『カーマースートラ』を一千章に分つて宣説し、それをアウツダーキシムシェウエータケートウ Audāki Svetaketu が五百章に短縮し、やがてそれをハーブラウマヤムーンンチャール Bābhṛavīya Pañcāla が百五十章に短縮し、七篇に分けた。この七篇がそれぞれにチャールヤナ Cāryana・ヌワタルナナーバ Suvārnabha・コータカムカ Gotakamukha・コーナルディヤヤ Gonardīya・ローニカールプトラ Gonikaputra・ダッタカ Dattaka およびシチュマール Kucumāra の七學匠が詳論したが、部門別に編造されたため相互の脈絡が断たれた。ハーブラウマヤの書は浩渺で學習が困難であるので、全項目を総括して小冊子としてここにヴァーンシャーナの『カーマースートラ』が編述されたといふ。ここに列挙された學匠の中で二三の者はヴェーダ文獻によつてその名

- が跡づけられるが、他は全く手をつかひなからぬ状態である。國學書の『クンタナ』Suśruta 及び『ナトナ』Caraka の醫學史同様にさへ (cf. *L'Inde classique*, tome II, p. 143)。
- ⑫ 『東洋文化』一 (昭和二十五年二月) 所載の辻直四郎「史書なき印度の歴史」參照。
- ⑬ 岩本「古代インドの國家財政」(『古代史講座』5) 九二頁。
- ⑭ 例えば、『大唐西域記』卷四の薩他泥渥伐羅 Śhāṇṣvara (現在 Thānesar 〇) の条に「語を先記し聞へた……」と記されるなど、さだである。
- ⑮ *L'Inde classique*, tome I, pp. 156-171.
- ⑯ CALAND, W.: *Das Srautasūtra des Āpastamba XVI-XX IV*, Amsterdam 1928. S. 399-411.
- ⑰ cf. WINTERNITZ, M.: *A History of Indian Literature*, Vol. 1, Calcutta 1927, pp. 444-45.
- ⑱ 赤沼智善『印度仏教固有名詞辭典』(名古屋、昭〇) の末尾に見られる別表第一および第二を見よ。
- ⑲ WINTERNITZ, op. cit. p. 522. *L'Inde classique*, p. 413-14.
- ⑳ *The History and Culture of the Indian People*, I: *The Vedic Age*, London 1951, pp. 319-329.
- ㉑ PARGLTER, F. E.: *Dynasties of Kaiti Age*, London 1913. 44-45 do. *Ancient Indian Historical Tradition*, London 1922. 參照。
- ㉒ *L'Inde classique*, tome I, p. 139.
- ㉓ *L'Inde classique*, tome I, pp. 124-126, 132-137.
- ㉔ cf. WINTERNITZ, M.: *Geschichte der indischen Literatur*, Bd. 3, S. 80-95.

前述のように種々の困難の認められるインド史研究に於いて、時代区分は如何なる根拠に基づいて行われるべきであらうか。一般に行われているように、生産関係の展開に基づいて時代の区分をすることが、インドの場合、果して可能であらうか。確かに、大戦争なり支配者の交代なりによって、あるいはその他の社会的変動・転換によって、インドの民衆の生産関係に重大な変化が惹き起されたであろうことは想像に難くない。しかし、それを現実に把握しうる資料は、少くとも古代に於いては全く知られないといわねばならぬ。われわれに可能なことは、いくつかの点を拾い集めて、判断の根拠にしうることだけであらう。

まず最初に奴隸の問題を追求してみることにしよう。

十八世紀末から十九世紀にかけて、イギリス人がインドの大半で支配権を確立したときに、役務の従事者として所有し相続し売買し、また贈与しうる奴隸の存在することが、イギリス人の注意を惹いた。かれらはこのような社会制度について本国に報告をしたのであるが、この種の報告に基

づいた研究によると、一八四一年頃にベンガル管区に四百万人、ボンベイ・マドラス両管区に合計四百万人、その他の地域や藩王国を含めると全インドでは恐らく一千六百万人にのぼる奴隸人口がいたと推定されている。<sup>①</sup>これらの奴隸の内容は大別して、

- ① アフリカ東海岸やネパールから仲介商人の手によってインドに連れてこられた者。
- ② 戦争の捕虜。
- ③ イギリス政府によって売却された罪人。
- ④ 飢饉その他の理由で困窮した親に売られた子ども。
- ⑤ 夫に売られた妻。
- ⑥ 自分自身を売却した者。
- ⑦ 不法に誘拐されて売却された者。
- ⑧ 債務の弁済のために、一定期間または終生、債権者の奴隸となった者。

の八種に分かれる。<sup>②</sup>

さて、イスラーム期に於けるこの種の資料について筆者は寡聞にして知らないが、前記の八種をサンクリット語文献の記載と対照してみると、興味深いものがある。す

なわち、『マヌ法典』・カウティルヤの『アルタ・シャース  
 トラ』および『ナーラダ法典』の所伝を対照して記載する  
 と、<sup>③</sup>  
 いま、参考のために、それぞれの文献の成立の推定年代  
 を挙げると、『マヌ法典』は西紀二〇〇年より以前、<sup>④</sup>  
 ティルヤの『アルタ・シャーストラ』は前述のように四・

	『マヌ法典』	カウティルヤ『アルタ・シャーストラ』	『ナーラダ法典』
(1)	dhvajāhṛtaḥ (軍旗によつて 進行せられた者)	dhvajāhṛtaḥ	yuddhāt prāptaḥ (戦争によつて 獲得せられた者)
(2)	bhaktadāsaḥ (食事のために奴 隷となった者)	bhaktadāsaḥ	udaradāsaḥ (胃袋のために奴 隷となった者)
(3)	grhajātaḥ (家で生れた者 ■女奴隷の子)	grhajātaḥ	grhe jātaḥ
(4)	kṛtāḥ (買こられた者)	kṛtāḥ	kṛtāḥ
(5)	dattimāḥ (贈与せられた者)	labdhāḥ (取寄せられた者)	labdhāḥ
(6)	pātrikāḥ (父祖伝来の者)	daya-āgataḥ (遺産として 入手した者)	dayād upagataḥ
(7)	dāndadāsaḥ (刑罰によつて 奴隷せられた者)	dāndapranītaḥ (刑罰のために 送られた者)	ṛṇāt prāptaḥ (借金によつて 取得せられた者)
(8)		dhīkakaḥ (担保せられた者)	svāminā hītaḥ (主人によつて担 保せられた者)
(9)		ātmanvikṛayī (自身を死 却した者)	ātmano vikṛetaḥ (自分自身を 死却した者)
(10)			paṇe jitaḥ (賭に勝った者)
(11)			tavāham ity upagataḥ (自分から近い 人から来た者)
(12)			pravrajā-avasitāḥ (還俗し た者)
(13)			anākāla-bhṛtaḥ (餓死の際に 養われた者)
(14)			badāvā-hṛtaḥ (靴馬によつて 送られた者)
(15)			kṛtāḥ (奴隷(師))



五世紀頃、そして『ナーラダ法典』は五・六世紀頃の成立とされているが、これらの文献の記事を前述の十九世紀に於ける奴隸の種類と比較してみると、本質的に異っていないことが知られよう。問題はその社会的地位であろう。

さて、奴隸は古代インドに於いては一般にダーサ *dāsa* と総称され、最古の『リグ・ヴェーダ』以来、文献に見られる。この話は元来インド・アリアン人に敵対する異民族の名称であったが、征服されて奴隸としてインド・アリアン人の社会に包括されるに至ったと考えられる。その経過については明確にそれを知ることができないが、『リグ・ヴェーダ』以後のサンヒター文献、さらに諸ブラーフmana文献によれば、インド・アリアン人の社会に於ける臼・杵のごとき生活用具の導入、食物としての米の栽培、血族集団としての家族より広範囲のクラ *kula* (眷族) の固定など、さらに古代インド語に於ける舌音の存在というような原住民の影響を考えると、インド・アリアン人と征服された原住民との関係は、単に征服者と被征服者との関係ではなく、両者は相互浸潤の関係にあったといふべきである。ブラーフmana文献によると、最小の社会的単位としてのクラ

の中に、奴隸女 *dāsi* (*dāsa* の女性形) のいたことが知られる。また、ダーサとブルシャ *puṁśa* とが財産として牛・馬・羊・山羊・米・麦・豆・胡麻・金・象と並記されていることから、奴隸もしくはそれに類する者がクラの中に所属したことも明かである。ブルシャ (元来は「男子」あるいは「偉丈夫」の意) の身分は明確でないが、祭官への供物とされ、また売買の対象とされたことが知られる。しかし、ダーサとブルシャとの区別は明白でない。なお、クラの構成員としての血族以外の者すなわちグリヒータ *gṛihita* (元来は「受け入れられた者」などの意) に、アヌチャラ *anucāra* 「従者」・プレーシャ *preśya* 「走り使」・パーリクタ *pārīkṭa* 「手伝」・フリトヤ *bhṛtya* 「下僕」などの名称が記されているが、これらが所謂奴隸に該当するか否か全く判らない。バラモンと奴隸女 *dāsi* の息子であるにも拘わらず、カヴァンチャ *kaśānśya* アイルーシャ *kāvāśa* *aiśya* はバラモンとして活躍したことが知られるが、この事実から見てダーシーは妾の地位にあったことは明らかである。事実、ブルシー *puṁśī* (前記のブルシャの女性形) はバラモンへの布施として贈られたのであり、プレーシャー *preśyā* ・ア

ヌチャリー anucari など、いずれもこうした侍妾であったと思われる。<sup>14)</sup>しかし、このような女性の存在は必然的に混血を来したことは明かで、『マヌ法典』にはこのようにして生じた混血種の名を列挙して、バラモンを頂点とするヒエラルヒーを描いている。<sup>15)</sup>

これらの奴隷ないしはそれに類するもののクラに於ける役割が労働であったことは疑うを得ないと思われるが、文献上に明記はされていない。ただ、原始仏典を見ると、バラモンなど耕作を禁止されている者の所有する土地をバタカ Dhataka (サンスクリット語形 Dhataka、本来は「被扶養者」の意) に耕作させたことが知られる。<sup>16)</sup>また、カウティルヤの『アルタラシヤーストラ』によると、王領地をダーサ Dasa (奴隷)・カルマ カラ karnakara (雇傭者)・ダンダ ンダ danda (刑罰を労働で贖う者) の三者に耕作させたことが知られる。<sup>17)</sup>しかし、『マヌ法典』(一・九〇、一〇・七九)には、耕作はヴァイシャの本務と規定されている。この規定に関して、ヴァイシャが耕作の実務者たるべきことを規定したものと見る解釈と、耕作の実務者は誰れであれ耕作に関する責任者であるべきことを

規定したものと見る解釈の二つの場合が考えられよう。前者の解釈に従えば、古代インドに奴隷制社会が存在したと結論することは不可能といわねばならぬが、後者の解釈に従えば、古代インドに奴隷制社会が存在したと考えることも不可能ではない。しかし、茲に一つの注目すべき証言のあることが忘れられてはならない。すなわち、それは嚮に言及したメガステネーアの言葉で、アッリアーノスの『インド誌』(一〇・八一)に

彼(メガステネーア)はまたインドに関して重要な事実を述べる。インド人はすべて自由であり、インド人の奴隷は存在しないといふことである。……ラケダイモン人の間ではヘローテスは奴隷であり、奴隷の仕事をする。インド人の中には奴隷はいない。ましてインド人の奴隷はない。

と記される。<sup>18)</sup>すなわち、「ラケダイモン(スバルタ)人」の間にはヘローテスのような奴隷は、インドにはない」という証言なのである。この証言については種々の説があり、メガステネーアは他の箇所を女を売買する風習のあったことを記していることから見て、彼の言葉は誤聞に基づくとする説もあれば、インド人アリヤン人は永久奴隷の境遇に

置いてはならないとするインド政治論書に於ける原則を聞き書きしたものであろうという解釈もある。<sup>⑮</sup>しかし、インドの事情を特にラケダイモン人の間に於ける状況と比較して記している点から見て、筆者はギリシア人であるメガステネースの証言を「インドにはスバルタにおけるようないわゆる奴隸制社会に於ける奴隸は存在しなかった。」という意味であると解釈したい。何故なれば、ラケダイモン人の間に於けるヘローテスこそ、実に、いわゆる奴隸制社会に於ける奴隸として、ローマに於ける奴隸と並べられる存在であり、奴隸制社会を定義づける奴隸であるからである。従って、上述の解釈に従うとすれば、古代インドにはいわゆる奴隸制社会は存在しなかったということになる。しかも、この事実は嚮に述べたブラーフマナ文献などの記事からも裏書されると考えられる。

まず、『マヌ法典』などに見られる *grahajatah, girhejatah* を考えてみよう。「家に於いて生れた者」とは、後世の注釈に依れば「女奴隸の子」とされるが、その父親については全く触れられていない。もっとも女奴隸が子を生む場合、いわゆる父なし子というのが普通であらうことは想像にか

たくないが、女奴隸が家長の侍妾である場合にその生む子がそのまま奴隸になったとは、『マヌ法典』などに見られるヒエラルヒーの構成から考えてありえないと考えられるし、またカウティルヤの『アルタ・シャーストラ』（三・一三）には明瞭に「女奴隸が主人の子を生んだときは母とともに奴隸にあらず」と規定されている。<sup>⑯</sup>従って、『マヌ法典』などに於いて特に「家に於いて生れた者」と限定される奴隸すなわち女奴隸の子とは、その家にいる女奴隸がグリヒータの一員との間に生んだ子と解されるべきであり、いわばわが国でいう釜子かまごと同類の者と考えられよう。このことは、古代インドに於いて、奴隸は結婚しえた——少くとも女性と性関係をもつことを禁止されていなかった——ということを意味する。『マハーバータ』などに見られる *dasaputra* とか初期のパーリ語仏典に見られる *dasakaputta* とかは——いずれも「奴隸の子」を意味する——このような関係で生れた者を指すと考えられる。奴隸と女奴隸の結婚が認められていなかったならば、特に「奴隸の子」とする必要はないからである。かれら奴隸は、あるいは売られ、あるいは贈与されたりしたが、なお結婚しえた

とすれば、<sup>③</sup>これはいわゆる奴隸制社会に於ける奴隸ではない。また、前述のように奴隸その他の隷属者を含めて、クラに於ける血族以外の者をグリヒータあるいはバタカと呼ぶこと——すなわち、家族あるいは眷族の一員とみなした——こと——も、古代インドに於けるダーサが純然たる奴隸ではなかつたことを意味すると考えられる。

カウティルヤに依ると、奴隸にも相当の保護が加えられている事実が知られる。<sup>④</sup>こうした事實は十八世紀に於けるマラーター王国に於いても見られる。<sup>⑤</sup>この二つの点の距離は相当であるが、恐らく奴隸の保護に関するカウティルヤの条項の精神は古代から近代にいたるまでヒンドゥ社会に生き続けていたと考えて誤りないであろう。

こうして、古代インドに於ける奴隸の境遇はほとんど変ることなく近代に至ったことが知られる。それと同時に、古代インドに於ける奴隸はいわゆる農奴に類するものと考えられよう。とすれば、奴隸制を問題にして、インドの時代区分を考えることは不可能といわざるをえない。

① BANAJI, D. R.: *Slavery in British India*, 2nd ed. Bombay 1933, pp. 195-203. (深沢宏「一八世紀マラーター王国の奴婢に関する

一覚書」『一橋論叢』四五ノ六、六三—六四八頁に依る)

② 深沢、前掲論文、六三五頁。

③ RAJ, DEV: *L'esclavage dans l'Inde ancienne d'après les textes palis et sanscrits*, Pondichery 1957, pp. 121-122. cf. STEIN, O.: *Megasthenes und Kautilya*, Wien 1922, S. 112.

中野義昭訳『ヤーキエニヤウルキヤ法典』高野山 昭 25 二〇六頁。

④ WINTERNITZ, M.: *Geshichte d. ind. Lit.*, Bd. 3, S. 489.

⑤ *Ibid.*, S. 496.

⑥ 岩本「奴隸」を意味するダーサという語の背景について JOURNAL OF SCIENCE OF TEACHERS 『世界史』月報 9 (一九六一年十一月) 参照。

⑦ 辻直四郎編『印度』(南方民族誌叢書 5) 所載の同氏「インドの言語と文学」七二—七三頁。MAYRHOFER, M.: *Kurzgefasstes etymologisches Wörterbuch des Altindischen*, uikhalā, munsala の項を見よ。

⑧ 岩本「古代インドの農業」『古代史講座』8 (一九六三年八月) 二五—二七頁参照。

⑨ 前掲論文 二六一—二六二頁参照。

⑩ 辻直四郎、前掲論文 七〇—七一頁参照。特ご、

WACKERNAGEL-DEBRUNNER: *Altindische Grammatik*, Bd. 1, Göttingen 1957, § 151; THUMB-HAUSCHILD: *Handbuch des Sanskrit*, I. Teil (1), Heidelberg 1958, § 24 a (S. 120 ff.) § 122; BLOCH, J.: *L'Indo-Aryen du Veda aux temps modernes*, Paris 1934, pp. 53-59. do.: *Some Problems of Indo-Aryan Philology*, BSOSV (1930), pp. 730-744.

⑪ インデュヨーロッパ文化に於ける先住民の影響は S. LÉVI, J. BLOCH, J. PRZYLUCKI の諸研究に於て見られる(その主なものは *Pre-Aryan and Pre-Dravidian in India*, tr. by P. CH. BAGCHI,

- Calcutta 1929 に収載されたこと) 最近では宗教信仰その他各般の文化に亘りて論ぜられたこと。一九三三年までの成果は RÉGAMÉY, C.: *Bibliographie analytique des travaux relatifs aux éléments aryens dans la civilisation et les langues de l'Inde*, BEFEO 34 (1935), pp. 429-566. に収められた(前掲①)②の註に關しては、本論次の各關係項目に詳し) 最近の註目多くを専著として、KUPPER, F. B. J.: *An Austro-Asiatic Myth in the Rgveda*, Amsterdam 1950; RUBEN, W.: *Über die Literatur der vorarischen Stämme Indiens*, Berlin 1952. など。また ELIADÉ, M.: *Yoga, Zürich und Stuttgart 1960*, S. 443-447. に、前出の若干のものを含めて詳細な文献目録があり、また、ヒンダヤ(誠信)思想の非ヒンヤン起源に關しては、原実「Sveāsvarata Upaniṣad VI-21」『宗教研究』一六八号(一九六一年六月)七六頁註⑨の文献が挙げられている。
- ② 以下、ヒンヤンヤンヤンヤンヤンに於ける奴婢に關する記述は RAU, W.: *Staat und Gesellschaft in alten Indien*, Wiesbaden 1957, S. 46-50.
- ③ MACDONELL-KEITH: *Vedic Index*, S. V.
- ④ ヒンヤン語所収のウーナヤの Suttavibhāṅga (經分別)五・四・一に十種の妻妾を列挙してゐるが(*The Vinaya Pitakam*, ed. by H. OLDENBERG, Vol. III, p. 139)その中、dāsi ca bhariyā ca (女奴隷にして妻なる女)と云ふ一種があり、ダーシーが侍妾であつた事實を裏書している。なお、サンスクリット語文献では、この種の女奴隷を *dāsabharyā* と稱した(Dev RAJ, op. cit. p. 77)。

- ⑤ 岩本「印度文化史の課題」東京 昭22 二〇—二二頁を見よ。
- ⑥ FICK, R.: *Die soziale Gliederung im nordöstlichen Indien zu Buddhas Zeit*, Kiel 1897, S. 158, 198-196.
- ⑦ 岩本「古代インドの國家財政」『古代史講座』五(一九六二年十月)九六頁參照。
- ⑧ *Aryten: L'Inde*, texte établi et tr. par P. CHANTRAINE, 2me éd. Paris 1952. SCHWANBECK, Fr. XXVI; *Fr Hist.* Gr. Vol. 2, p. 421.
- ⑨ TIMMER, B. C. J.: *Megasthenes en de Indische Maatschappij*, Amsterdam 1930, pp. 274-280. Dev RAJ, op. cit. pp. 99-101.
- ⑩ キリン・ローマ世界に於ける奴婢に關して、筆者の知識は、ヒトト科学アカデミー版『世界史』古代の記事以上に出ない。
- ⑪ 例へば *Mittākṣarā ad Yājñavalkyasmṛiti* II, 181: *grīhe dās-yān jāto grīhajātaḥ.*
- ⑫ *svāmīnaḥ svasyān dāsyaṅ jātaḥ samātrikam adāsān vidyāt.* 「主人がその所有する女奴隷に生ませた子は、その母とてゝ奴婢ではなると認められるべきである。」
- ⑬ Dev RAJ, op. cit. p. 109. したがって、著者は *dāsaputra* と *dāsiputro* (その子に *dāsera*) の區別を認めないことにならう。
- ⑭ 深沢宏「前掲論文」六四四頁注③參照。
- ⑮ Dev RAJ, op. cit. pp. 95-96.
- ⑯ 深沢宏「前掲論文」六四七頁。

(京都大学講師)

## The Conversion of Tax-collection Systems in the *Tokugawa* Era

—about the tax-collection systems on cotton farming in *Kinai* 畿内—

by

Sugio Mori

*Sebikikemitori-hô* 畝引検見取法 was publicly put in force by the *Tokugawa* 徳川 shogunate in latter *Kan-ei* 寛永 period, the law which was to secure “a petty farm” management on which the Shogunate based its power and to exploit the whole surplus labor of peasantry, but in the period of *Genroku* 元禄 and *Kyôho* 享保 the rise of productive power and resistance of peasants made its exploitation difficult and a certain surplus labor remained in the hand of peasants. To meet these conditions, the Shogunate government, in the reforming *Kyôho* period, made public *Sebikikemitori-hô* and then *Jômen-hô* 定免法 founded on *Nedori-hô* 根取法 so that it might try to exploit the whole surplus labor from peasants, resulted in unexpected failure for the regulation of *Kurai* 位 and *Kokumori* 石盛 of fields; at the end of the *Kyôho* reformation *Arigekemitori-hô* 有毛検見取法 was put in force in the *Kinai* 畿内 area in disregard of *Kurai* and *Kokumori* of fields. But this enforcement pressed upon the peasants’ management and caused their resistance, accompanied with the decrease of tax yields; and then the Shogunate government tried to recover its yields in vain, by means of *Jômenhō* founded on *Arigekemitori-hô*.

This article specializes the conversion of tax collection laws around the tax collection method on the cotton farming in *Kinai*.

Über die Einteilung des Zeitalters der indischen Geschichte

von

Yutaka Iwamoto

Bei der Erforschung der indischen Geschichte ist unsere wissenschaftliche Schätzung der altindischen Literaturen als ein Geschichtsmaterial sehr bedeutsam. In dieser Beziehung können wir mit hinrei-

chendem Grund auf folgende Tatsache hinweisen :

1. Die altindischen Literaturen waren in fast allen Fällen in den mit dem Publikum in keiner Beziehung stehenden Gesellschaften zusammengestellt.
2. Der Ort und die Zeit der Entstehung dieser Literaturen sind unklar, und den Forschern nach sehr leicht schwankend.
3. Es mangelt den alten Indern am Geist des Kritisierens und an der Besinnung in bezug auf die geschichtliche Wahrhaftigkeit.

Also müßten wir, solche Sachlage in Betracht ziehend, das Problem des Sklaven im alten Indien als ein Kriterium für die Einteilung des Zeitalters in Frage stellen. Nach sorgfältigeren Vergleichung gibt es keinen Unterschied zwischen die Sklaven im Bericht der Engländer im achtzehnten Jahrhundert und diejenigen in der altindischen Rechtbüchern. Also handelt es sich um die soziale Lage der Sklaven im alten Indien. Dabei müssen wir *dāsīputra* und *dāsaputra* streng unterscheiden, weil jener der Sohn einer Sklavin, d. h. der Sohn, den eine Sklavin ihrem Hausherrn oder einem Familienmitglied geboren hat, ist, während dieser wörtlich den Sohn eines Sklaven bedeutet. *dāsīputra* ist also nicht länger Sklave, wie *Kauṭīliya-Arthaśāstra* berichtet. Im Gegenteil bleibt dem *dāsaputra* nichts, als er angeborener Sklave ist. Dennoch zeigt die Tatsache, daß der Sklave Kinder bekommen konnte, eine soziale Sachlage, in der jeder Sklave ein Eheleben fühlen konnte. Solcher ist kein Sklave wie Heloten bei den Spartanern. In der Tat zeugt Megasthenes, ein griechischer Gesandte am Hof von Candragupta-Maurya im dritten vorchristlichen Jahrhundert, daß sich kein Sklave unter den Indern befindet. Also können wir das Problem des Sklaven nicht als ein Kriterium für die Einteilung des Zeitalters der indischen Geschichte ansehen. (Fortsetzung folgt)

## Danelaw Region and Wessex

—unification policy of the Wessex monarchy—

by

Toshiaki Suzuki

The English monarchy after the Norman Conquest, in comparison with other European countries, had a nationwide and centralized